

令和4年度高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種料金助成について

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を接種した下記の町民の方に接種料金の助成を行います。手続きは次のとおりとなります。

対象	① 令和4年度に各年齢となる方															
	<table border="1"> <tr> <td>65歳</td> <td>昭和32年4月2日から昭和33年4月1日にお生まれの方</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>昭和27年4月2日から昭和28年4月1日にお生まれの方</td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>昭和22年4月2日から昭和23年4月1日にお生まれの方</td> </tr> <tr> <td>80歳</td> <td>昭和17年4月2日から昭和18年4月1日にお生まれの方</td> </tr> <tr> <td>85歳</td> <td>昭和12年4月2日から昭和13年4月1日にお生まれの方</td> </tr> <tr> <td>90歳</td> <td>昭和7年4月2日から昭和8年4月1日にお生まれの方</td> </tr> <tr> <td>95歳</td> <td>昭和2年4月2日から昭和3年4月1日にお生まれの方</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>大正11年4月2日から大正12年4月1日にお生まれの方</td> </tr> </table>	65歳	昭和32年4月2日から昭和33年4月1日にお生まれの方	70歳	昭和27年4月2日から昭和28年4月1日にお生まれの方	75歳	昭和22年4月2日から昭和23年4月1日にお生まれの方	80歳	昭和17年4月2日から昭和18年4月1日にお生まれの方	85歳	昭和12年4月2日から昭和13年4月1日にお生まれの方	90歳	昭和7年4月2日から昭和8年4月1日にお生まれの方	95歳	昭和2年4月2日から昭和3年4月1日にお生まれの方	100歳
65歳	昭和32年4月2日から昭和33年4月1日にお生まれの方															
70歳	昭和27年4月2日から昭和28年4月1日にお生まれの方															
75歳	昭和22年4月2日から昭和23年4月1日にお生まれの方															
80歳	昭和17年4月2日から昭和18年4月1日にお生まれの方															
85歳	昭和12年4月2日から昭和13年4月1日にお生まれの方															
90歳	昭和7年4月2日から昭和8年4月1日にお生まれの方															
95歳	昭和2年4月2日から昭和3年4月1日にお生まれの方															
100歳	大正11年4月2日から大正12年4月1日にお生まれの方															
	② 満60歳以上64歳までの心臓疾患、腎臓疾患、呼吸器疾患等の内部障害で身体障害者手帳1級を所持している方 <u>※ただし、過去に高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）予防接種を受けたことがある方は、対象外となります。</u>															
助成回数	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受ける方1人につき、 <u>1回を限度</u> とします。															
期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの接種分															
助成金額	1回の接種につき5,000円 ※1回の接種料金が5,000円に満たない場合は、自己負担いただいた費用を助成します。また、生活保護世帯の方は全額町負担とします。															
手続き方法	【町内の医療機関で接種を受けられる方】 ① 医療機関へのワクチン接種の予約を各自で行ってください。 ② 予診票を持ち、医療機関で接種してください。 ③ 1回の接種料金のうち、町助成金を差し引いた差額のみ医療機関窓口でお支払いください。															
	【町外の医療機関で接種を受けられる方】 ① 医療機関へのワクチン接種の予約を各自で行ってください。 ② 事前に役場保健福祉課で「接種依頼書」の交付を受けてから医療機関で接種を受けてください。 ③ ワクチンの助成金は、接種費用助成金申請に基づき、手続き後に払戻しとなりますので一度病院の窓口で全額を立替払いしてください。（接種料金は医療機関により異なります。） 医療機関で支払いをした際にもらった高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を接種したことが明記された領収書と印鑑を役場保健福祉課までご持参ください。助成金は口座振り込みとなりますので、その際に預金通帳の口座番号・口座名義人名をお知らせください。 助成金の手続きは、 <u>令和5年4月7日（金）まで</u> に行ってください。															
その他	医療機関によっては、予防接種の日時が決まっているところや予約制となっている場合がありますので、受診する前に各自で確認してください。															

広報しかべ4月号掲載記事訂正とお詫び

広報しかべ2022年4月号22ページ中央に記載されている「簡易脳検診の検診対象者」の内容に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

【誤】① 令和元年度および令和2年度に簡易脳検診（脳ドック検診）を受診された方

【正】① 令和2年度および令和3年度に簡易脳検診（脳ドック検診）を受診された方

この度の掲載誤りについて、訂正してお詫びを申し上げます。

※お問い合わせ先 役場保健福祉課 保健推進係（TEL：7-5291）